

公衆浴場営業 の手引き

令和6年2月

大津市保健所 衛生課

目次

- はじめに、一般的な手続きの流れ・・・・・・・・・・p1
- 各種申請、届出及び申出の方法等について・・・・p2～p4
- 構造設備基準及び維持管理基準について・・・・p5～p9
- 各種申請書、届出書等の様式について・・・・・・・・p10～p21

《お問い合わせ先》

大津市保健所衛生課

〒520-0047

大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津2階

TEL：077-522-7372

FAX：077-522-7373

はじめに

公衆浴場業を行おうとするときは、事前に保健所に許可申請を行い、保健所の許可を受けなければなりません。

なお、許可を受けるには、大津市公衆浴場法施行条例で定められている構造設備基準等に適合する必要があります。

公衆浴場とは・・・

公衆浴場法により、「温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させる施設」と定義されており、また、公衆浴場は営業形態等から以下の3種類に区分されており、それぞれ別に構造設備基準が設けられています。

(1) 一般公衆浴場*

地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される浴場が該当します。

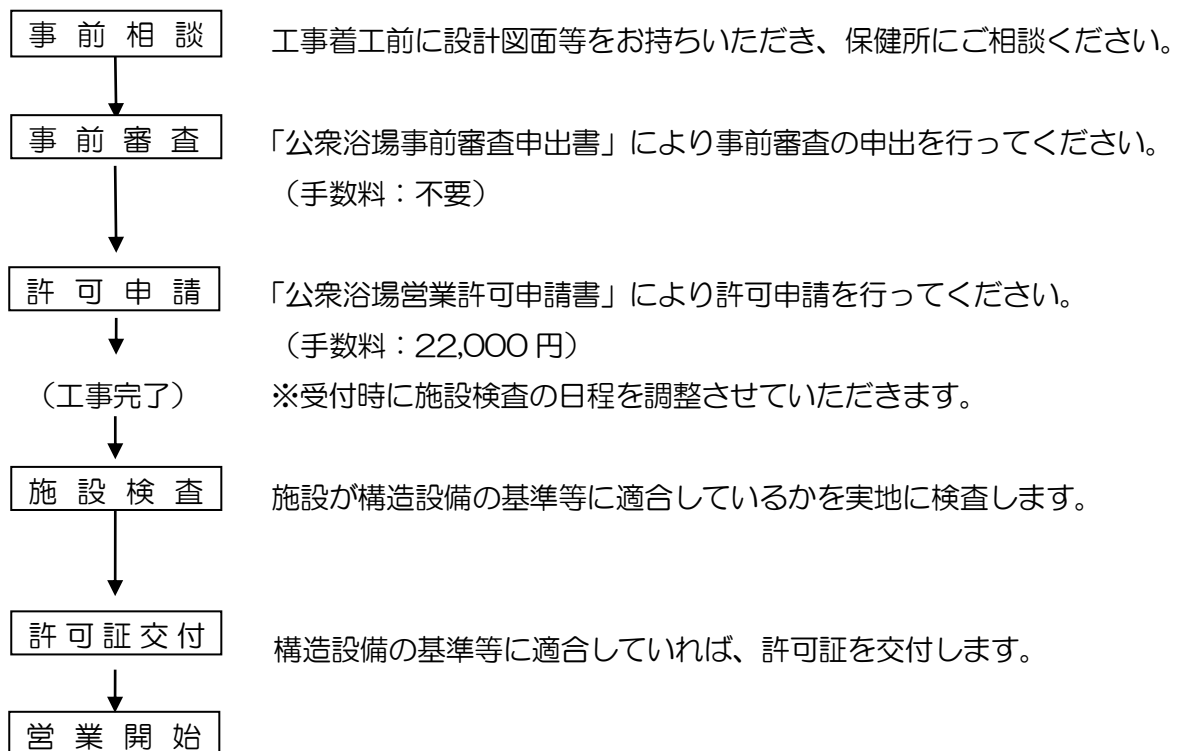
(2) 一般公衆浴場以外の公衆浴場

保養・休養を目的とした健康ランド型のもの、ゴルフ場やアスレチックジム等のスポーツ施設に併設されるもの、旅館・ホテル等で宿泊者以外の者に利用させるものの他、サウナ風呂や岩盤浴等が該当します。

(3) 特殊公衆浴場

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に該当する施設

1. 一般的な手続きの流れ



公衆浴場業を実際に行うには公衆浴場法だけでなく、他法令（建築基準法、消防法令等）も遵守する必要があるため、施設の計画段階において本市建築指導課（077-528-2774）、消防局予防課（077-525-9902）等にも浴場施設の営業について相談してください。

2. 事前審査の申し出

浴場施設の建築等を行おうとするときは、保健所に事前審査の申し出を行い、「公衆浴場事前審査結果通知書」の交付を受ける必要があります。なお、事前審査申出書は2部提出する必要があります。

【申し出に必要なもの】

○公衆浴場事前審査申出書（大津市公衆浴場指導要綱 様式第1号）

○添付書類

- (1) 構造設備の概要（別紙様式）
- (2) 公衆浴場の周囲おおむね300メートル以内の見取図
- (3) 建物の配置図及び平面図
- (4) 循環ろ過の配管系統図
- (5) 飲料水供給設備に使用する水が水道水以外の場合は、水道法第4条第1項に規定する水質基準に関する水質検査成績書の写し（過去1年以内に実施されたものに限る。）
- (6) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記載した書面
- (7) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- (8) その他保健所長が必要と認める書類（循環ろ過器の仕様書、循環ろ過系統図、浴室の展開図等）

● 事前審査の申出制度について

事前審査の申出制度とは、提出された書類から申出施設が構造設備基準等に適合しているか否かを審査するものであり、上記(1)～(7)の添付書類のみでは審査を行えない場合、「その他保健所長が必要と認める書類」として循環ろ過器の仕様書、循環ろ過系統図、浴室の展開図等の提出が必要になります。

3. 事前審査後の変更

事前審査結果の通知があつた後にその申出の事項を変更しようとするときは、あらかじめ保健所にその旨を届出る必要があります。

【届出に必要なもの】

○公衆浴場事前審査変更届出書（大津市公衆浴場指導要綱 様式第4号）

○添付書類

- (1) 変更内容を証する書面
- (2) 構造設備の概要（別紙様式）（変更事項が構造設備に関するときに限る。）

4. 許可の申請（新規）

公衆浴場業を行おうとするときは、保健所に許可申請して許可を受ける必要があります。なお、事前審査申出書又は事前審査変更届出書に添付した書類と同一のものについては、添付を省略することができます。

【申請に必要なもの】

○審査手数料（22,000 円）

○公衆浴場営業許可申請書（大津市公衆浴場法施行細則 様式第 1 号）

○添付書類

以下の書類は必ず必要です。

- (1) 建築基準法第 2 条に規定する建築等が行われる場合にあつては、同法第 7 条第 5 項に規定する検査済証の写し
- (2) 建築基準法第 87 条第 1 項の規定に該当する建物の用途変更が行われる場合にあつては、同法第 6 条第 1 項に規定する確認済証の写し
- (3) 消防法令関連書類の写し

事前審査申出書又は事前審査変更届出書に添付した書類と同一のものに限り、以下の添付書類が省略できます。

- (4) 構造設備の概要（別紙様式）
- (5) 公衆浴場の周囲おおむね 300 メートル以内の見取図
- (6) 建物の配置図及び平面図
- (7) 循環ろ過の配管系統図
- (8) 飲料水供給設備に使用する水が水道水以外の場合は、水道法第 4 条第 1 項に規定する水質基準に関する水質検査成績書の写し（過去 1 年以内に実施されたものに限る。）
- (9) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記載した書面
- (10) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- (11) その他保健所長が必要と認める書類（循環ろ過器の仕様書、循環ろ過系統図、浴室の展開図等）

5. 変更の届出

申請書に記載した事項（公衆浴場の種類を除く。）に変更が生じたとき（公衆浴場の名称が変わったとき、申請者の住所や氏名が変わったとき、施設の構造設備を変更したとき（軽微なものに限る。）等）は、10 日以内に保健所にその旨を届出する必要があります。

※ただし、次の 7～9 による承継の場合を除き、営業者を変更するときは、新たに許可を受ける必要があります。

【届出に必要なもの】

○公衆浴場営業変更届出書（大津市公衆浴場法施行細則 様式第 4 号）

○添付書類

- ・ 変更内容を明らかにする書類
- ・ 構造設備の概要（別紙様式）（**変更事項が構造設備に関するときに限る。**）

6. 停止、廃止の届出

公衆浴場業を停止又は廃止したときは、10日以内に保健所にその旨を届出する必要があります。

【届出に必要なもの】

○公衆浴場営業（停止・廃止）届出書（天津市公衆浴場法施行細則 様式第5号）

○添付書類

- ・ 営業許可証（廃止の場合に限る。）
⇒営業許可証を紛失している場合は、紛失届を添付する。

7. 譲受による承継の届出

公衆浴場業の許可を受けた営業者から、譲受により営業者の地位を承継したときは、遅滞なく保健所にその旨を届け出る必要があります。（※令和5年12月13日以降の譲受到適用）

【届出に必要なもの】

○公衆浴場営業承継届出書（譲受）（天津市公衆浴場法施行細則 様式第1号の2）

○浴場業事業譲受到係る業務状況調査票（天津市公衆浴場指導要綱 様式第6号）

○添付書類

- ・ 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- ・ 届出者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し

8. 相続による承継の届出

公衆浴場業の許可を受けた営業者が死亡し、相続により営業者の地位を承継したときは、遅滞なく保健所にその旨を届け出る必要があります。

【届出に必要なもの】

○公衆浴場営業承継届出書（相続）（天津市公衆浴場法施行細則 様式第2号）

○添付書類

- ・ 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- ・ 相続人が2人以上ある場合には、相続人全員の同意書

9. 合併・分割による承継の届出

公衆浴場業の許可を受けて営業している法人の合併又は分割により営業者の地位を承継したときは、遅滞なく保健所にその旨を届け出る必要があります。

【届出に必要なもの】

○公衆浴場営業承継届出書（合併・分割）（天津市公衆浴場法施行細則 様式第3号）

○添付書類

- ・ 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

構造設備の基準

基準		根拠	一般	一般以外	特殊
脱衣室及び浴室	男女別に設け、相互に、かつ、外部から見通すことができない構造とすること	条例 3-1-(1)	○	○	—
	開放することができる窓又は換気設備を設けること	条例 3-1-(2)	○	○	○
	採光又は照明のための設備を設けること	条例 3-1-(3)	○	○	○
	飲料水を供給する設備を設けること	条例 3-1-(4)	○	○	○
脱衣室	想定される入浴者数に応じた広さを有すること	条例 3-1-(5)ア	○	○	—
	保温設備を設けること	条例 3-1-(5)イ	○	○	○
	洗面設備を設けること	条例 3-1-(5)ウ	○	○	—
	入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管することができる設備を設けること	条例 3-1-(5)エ	○	○	○
	ベビーベッド又はこれに代わる設備を設けること	条例 3-1-(5)オ	○	○	—
浴室	天井は、水滴落下防止の方法を講じた構造とすること	条例 3-1-(6)ア	○	○	○
	床面から 1.5メートルまでの壁は、耐水性の材料を用いること	条例 3-1-(6)イ	○	○	○
	床面は、耐水性の材料を用い、適当な勾配を設け、汚水を屋外の排水溝又は排水管に排出することができるように仕上げ、かつ、清掃を容易に行うことができる構造とすること	条例 3-1-(6)ウ	○	○	○
	洗い場は、想定される入浴者数に応じた広さを有すること	条例 3-1-(6)エ	○	○	—
	洗い場には、想定される入浴者数に応じた数の給湯栓、シャワー設備、洗い桶および腰掛けを備えること	条例 3-1-(6)オ	○	○	○
浴槽	耐水性の材料を用いること	条例 3-1-(7)ア	○	○	○
	洗い場での使用水又は浴槽からの流出水が浴槽内に流入しないこと	条例 3-1-(7)イ	○	○	○
	循環ろ過装置でろ過し、消毒設備で消毒された浴槽水を供給することができること。ただし、毎日換水する場合は、この限りでない	条例 3-1-(7)ウ	○	○	—
	想定される入浴者数に応じた広さを有すること	条例 3-1-(7)エ	○	○	—
	入浴者の見やすい位置に浴槽水の温度を明示するための温度計等を有すること	条例 3-1-(7)オ	○	○	—
	必要に応じて手すり又は階段を有すること	条例 3-1-(7)カ	○	○	—
	浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する場合には、当該設備の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造とすること	条例 3-1-(7)キ	○	○	○

構造設備の基準

基準		根拠	一般	一般以外	特殊
《循環ろ過装置を設ける場合》					
循環ろ過装置	ろ過器は、十分なる過能力を有するものとし、ろ過器の前に集毛器を設けること	条例 3-1-(8)ア	○	○	—
	ろ過器は、ろ材の交換を適切に行うことができる構造である場合を除き、ろ材について十分な逆洗浄を行うことができる構造とすること	条例 3-1-(8)イ	○	○	—
《サウナ室又はサウナ設備を設ける場合》					
サウナ室・設備	サウナ室は、男女を区別すること	条例 3-1-(9)ア	○	○	—
	サウナ室の床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いること	条例 3-1-(9)イ	○	○	○
	サウナ室の床面は、清掃を容易に行うことができる構造とし、排水の必要がある場合には排水を容易に行うことができるように適当な勾（こう）配及び排水口を設けること	条例 3-1-(9)ウ	○	○	○
	サウナ室又はサウナ設備の蒸気若しくは熱気の放出口又は放熱パイプは、入浴者の身体に直接接触しない構造とすること	条例 3-1-(9)エ	○	○	○
	サウナ室には、換気口を適当な位置に設けること	条例 3-1-(9)オ	○	○	○
	サウナ室又はサウナ設備には、温度調節設備を設け、かつ、温度計を入浴者の見やすい位置に設けること	条例 3-1-(9)カ	○	○	○
	サウナ室には、室内を見通すことができる窓を設け、かつ、非常用ブザー等を入浴者の利用しやすい位置に設けること	条例 3-1-(9)キ	○	○	○
便所	脱衣室等入浴者の利用しやすい場所に男女別の便所を設け、開放することができる窓又は換気設備及び流水式手洗設備を設けること	条例 3-1-(10)	○	○	○
排水	排水溝又は排水管及びこれらに付属する排水ますは、耐水性の材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐことができる構造とすること	条例 3-1-(11)	○	○	○
《屋外浴槽を設ける場合》					
屋外浴槽	浴槽及びこれに至る通路は、男女を区別し、相互に、かつ、外部から見通すことができない構造とすること	条例 3-1-(12)ア	○	○	—
	浴槽に至る通路は、脱衣室、浴室等から直接出入りすることができる構造とすること	条例 3-1-(12)イ	○	○	—
	浴槽の構造は、条例第3条第1項第7号（エを除く。）に掲げる構造とすること	条例 3-1-(12)ウ	○	○	—
	屋外には、洗い場を設けないこと	条例 3-1-(12)エ	○	○	—
	屋外の浴槽内の湯水が循環ろ過装置を経ずに屋内の浴槽内の湯水に直接混入しない構造とすること	条例 3-1-(12)オ	○	○	—

維持管理の基準

基準		根拠	一般	一般以外	特殊
浴槽水	浴槽水は、営業中常に満ちた状態に保つこと	条例 3-1-(13)	○	○	—
	浴槽水の水質は、次の基準を満たすこと。ただし、市長が衛生上支障ないと認める場合にあっては、ア)又はイ)を除く。				
	ア) 濁度は、5度以下とすること	条例 3-1-(14) ア	○	○	○
	イ) 有機物（全有機炭素（TOC）の量）が1リットルにつき8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき25ミリグラム以下とすること	条例 3-1-(14) イ	○	○	○
	ウ) 大腸菌群は、1ミリリットルにつき1個以下とすること	条例 3-1-(14) ウ	○	○	○
	エ) レジオネラ属菌は、検出されないこと	条例 3-1-(14) エ	○	○	○
	浴槽水は、毎日完全に換水し、清浄に保つこと。ただし、ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、1週間に1回以上完全に換水し、浴槽の清掃および消毒をすること	条例 3-1-(16)	○	○	—
浴槽水には、医薬品、医薬部外品その他の物質を加え、又は電気、放射線等を作用させないこと。ただし、市長が適当と認めるものについては、この限りでない	条例 3-1-(20)	○	○	○	
循環ろ過	ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄を行い、ろ材に付着した生物膜等の汚れを除去するとともに、内部の消毒をすること	条例 3-1-(18) ア	○	○	—
	浴槽水を循環させるための配管は、必要に応じて清掃及び消毒をすること	条例 3-1-(18) イ	○	○	—
	浴槽水は、次に掲げるところにより消毒を行うこと。ただし、これらによりがたい場合であって、塩素系薬剤による消毒と併せてその他の方法による消毒を適切に行うときは、この限りでない (ア) 塩素系薬剤を用いて消毒を行う場合にあっては、遊離残留塩素濃度が、1リットルにつき0.4ミリグラム程度となるように保つとともに、1リットルにつき1ミリグラムを超えないように努めること (イ) 結合塩素のモノクロアミンを用いて消毒を行う場合にあっては、モノクロアミンの濃度が1リットルにつき3ミリグラム程度となるように保つこと	条例 3-1-(18) ウ	○	○	—

維持管理の基準

基準		根拠	一般	一般以外	特殊
循環ろ過	浴槽水については、1年に1回（気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する浴槽又は屋外の浴槽内の湯水を循環させる場合は、1年に2回）以上、条例第3条第1項第14号の水質基準について検査を定期的に行い、その結果を3年間保管すること	条例3-1-(18)工	○	○	—
その他	給水湯栓及びシャワー設備から供給される湯水は、清浄に保つこと	条例3-1-(15)	○	○	○
	原湯を貯留する貯湯槽内の湯水は、塩素系薬剤により消毒されている場合その他これと同等以上の消毒効果を有する方法により消毒されている場合を除き、その温度を摂氏60度以上に保つこと	条例3-1-(17)	○	○	—
	回収槽内の湯水は、浴用に供しないこと。ただし、回収槽内の清掃及び消毒を行い、かつ、回収槽内の湯水を塩素系薬剤により消毒する場合は、この限りでない。	条例3-1-(19)	○	○	—
	入浴者にタオル等の布類、くし又はヘアブラシを貸与する場合は、新しいもの又は消毒した清潔なものとすること	条例3-1-(21)	○	○	—
	入浴者にかみそりを貸与する場合は、新しいものとすること	条例3-1-(22)	○	○	—
	脱衣室、浴室、便所その他の入浴者が利用する施設及び設備は、常に清潔で衛生的に保つこと	条例3-1-(23)	○	○	○
	脱衣室及び浴室に設けられた給水湯栓等から供給される湯水が水道法第4条に規定する水質基準に適合していないときは、入浴者の見やすい場所に飲用に適さない旨の表示をすること	条例3-1-(24)	○	○	○
	伝染のおそれがある疾病にかかっている者又はその疑いがある者は、業務に従事させないこと	条例3-1-(25)	○	○	○
	風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は装飾設備等を置き、掲げ、又は設けないこと	条例3-1-(26)	○	○	○
	8歳以上の男女を混浴させないこと	条例3-1-(27)	○	○	○
	衛生及び風紀を保持するため、入浴者の留意すべき事項を入浴者の見やすい場所に掲示すること	条例3-1-(28)	○	○	○
	脱衣室及び浴室は、十分な照度とすること	条例3-1-(29)	○	○	○
脱衣室及び浴室は、脱衣又は入浴に支障がない温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと	条例3-1-(30)	○	○	○	

構造設備・維持管理の基準（特殊公衆浴場）

基準		根拠	一般	一般以外	特殊
個室	浴場の外部から見通すことができない構造とすること	条例 4-1-(2)	—	—	○
	床面積は、5平方メートル以上とし、適当な広さの脱衣室と浴室とに区分すること	条例 4-1-(3)	—	—	○
	各個室への通路は共用とすること	条例 4-1-(4)	—	—	○
	出入口は、幅 0.7 メートル以上、高さ 1.8 メートル以上とし、出入口戸には、上部半分の位置に幅 0.6 メートル以上、高さ 0.7 メートル以上の透明ガラス窓を設け、かつ、カーテン等個室の内部の見通しを妨げる物及び鍵を設けないこと	条例 4-1-(5)	—	—	○
	個室は、個室の出入口から見通すことができる構造とし、遮蔽物を設けないこと	条例 4-1-(6)	—	—	○
	個室の照明の点滅器は、当該個室の外壁のみに設け、かつ、当該個室の全部の照明の点滅をすることができるものとする	条例 4-1-(7)	—	—	○
	その他	適当な広さの待合室を設けること	条例 4-1-(8)	—	—
適当な広さの従業員用休憩室を設けること		条例 4-1-(9)	—	—	○
タオルの保管用戸棚は、個室以外の適当な場所に設けること		条例 4-1-(10)	—	—	○
浴槽水は、客 1 人ごとに換水すること		条例 4-1-(11)	—	—	○
従業員が客に対して使用し、又は使用させるタオル、くし又はヘアブラシは、新しいもの又は消毒した清潔なものとする		条例 4-1-(12)	—	—	○
従業員に風紀を乱すおそれのある服装及び行為をさせないこと		条例 4-1-(13)	—	—	○

条例：大津市公衆浴場法施行条例

<大津市公衆浴場法施行細則>

様式第1号（第2条関係）

公衆浴場営業許可申請書 年 月 日 (宛先) 大津市保健所長 公衆浴場法第2条第1項の規定により許可を受けたいので、 次のとおり申請します。		受 付 欄
申請者	ふりがな 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒 電話 () -
ふりがな 公衆浴場の名称		
公衆浴場の所在地		〒 電話 () -
公衆浴場の種類		1 一般公衆浴場 2 一般公衆浴場以外の公衆浴場 <input type="checkbox"/> ヘルスセンター <input type="checkbox"/> サウナ風呂 <input type="checkbox"/> その他 3 特殊公衆浴場
構 造 設 備		別紙のとおり
営業開始予定年月日		年 月 日

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 申請者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 構造設備の欄が不足する場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、構造設備の内容を記載した別紙を添付すること。
- 4 添付書類
- (1) 公衆浴場の周囲おおむね300メートル以内の見取図
 - (2) 建物の配置図及び平面図
 - (3) 循環ろ過の配管系統図
 - (4) 飲料水供給設備に使用する水が水道水以外の場合は、水質検査成績書
 - (5) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記載した書面
 - (6) 法人にあつては、定款の写し又は登記事項証明書

構造設備の概要

施設 の 名 称					
施設 の 概 要		造	地上 階	敷地面積	m ²
			地下 階	延床面積	m ²
区 分		男		女	
毎時最大利用人数		人/時		人/時	
脱衣室	面 積	m ²		m ²	
	洗面設備	個		個	
	衣類保管設備	人分		人分	
浴室	洗い場面積	m ²		m ²	
	床の材質				
	給水湯栓数	個		個	
浴槽	槽 数	槽		槽	
	総 面 積	m ²		m ²	
	材 質				
サウナ	設 置	有 ・ 無		有 ・ 無	
	面 積	m ²		m ²	
	種 類	乾式・湿式・その他 ()		乾式・湿式・その他 ()	
屋外槽	設 置	有 ・ 無		有 ・ 無	
	総 面 積	m ²		m ²	
循環ろ過装置	浴槽名				
	メーカー				
	型 式				
	能 力	m ³ /時	m ³ /時	m ³ /時	m ³ /時
消毒設備	方 式				
	消 毒 薬				
使用水	浴槽水	水道水 ・ 井戸水 ・ 温泉水 ・ その他 ()			
	飲料水	水道水 ・ 井戸水 ・ 温泉水 ・ その他 ()			
備 考	付帯設備等				

<大津市公衆浴場法施行細則>

様式第1号の2(第3条関係)

公衆浴場営業承継届出書(譲受)		受 付 欄
年 月 日		
(宛先) 大津市保健所長 公衆浴場法第2条の2第1項の規定により地位を承継したので、次のとおり届け出ます。		
届出者 (譲受人)	<small>ふりがな</small> 氏名 生年月日 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	年 月 日生
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒 _____ 電話 () -
譲渡人	<small>ふりがな</small> 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒 _____
譲 渡 の 年 月 日		
ふ り が な 公 衆 浴 場 の 名 称		
公 衆 浴 場 の 所 在 地		電話() -
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人の場合にあっては、定款の写し又は登記事項証明書

<大津市公衆浴場法施行細則>

様式第2号（第3条関係）

公衆浴場営業承継届出書（相続） 年 月 日 （宛先） 大津市保健所長 公衆浴場法第2条の2第1項の規定により地位を承継したので、次のとおり届け出ます。		受 付 欄
届出者	ふりがな 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒 電話（ ） ー
	被相続人 との続柄	
被相続人	ふりがな 氏 名	
	住 所	
相続開始年月日		年 月 日
ふりがな 公衆浴場の名称		
公衆浴場の所在地		電話（ ） ー
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

<大津市公衆浴場法施行細則>

様式第3号（第3条関係）

公衆浴場営業承継届出書（合併・分割） 年 月 日 （宛先） 大津市保健所長 公衆浴場法第2条の2第1項の規定により地位を承継したので、次のとおり届け出ます。		受 付 欄
届出者	ふ り が な 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	
	主たる事務所の所在地 〒 電話（ ） -	
合併により消滅した法人又は分割前の法人	ふ り が な 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	
	主たる事務所の所在地	
合併又は分割の年月日		年 月 日
ふ り が な 公 衆 浴 場 の 名 称		
公衆浴場の所在地		電話（ ） -
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人の定款の写し又は登記事項証明書

<大津市公衆浴場法施行細則>

様式第4号（第4条関係）

公衆浴場営業変更届出書 年 月 日 (宛先) 大津市保健所長 公衆浴場法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。		受 付 欄
届出者	ふりがな 氏 名	
	住 所	〒 電話 () -
ふ り が な 公衆浴場の名称		
公衆浴場の所在地		〒 電話 () -
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号
変更 内容	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 2 届出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
 3 添付書類 変更内容を明らかにした書類

<大津市公衆浴場法施行細則>

様式第5号（第5条関係）

公衆浴場営業（停止・廃止）届出書 年 月 日 （宛先） 大津市保健所長 公衆浴場法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。		受 付 欄
届出者	ふりがな 氏 名	
	住 所	〒 電話（ ） -
ふりがな 公衆浴場の名称		
公衆浴場の所在地		〒 電話（ ） -
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号
停 止 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
廃 止 年 月 日		年 月 日

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 届出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 添付書類 営業の廃止の場合は、営業許可証

<大津市公衆浴場指導要綱>

様式第1号（第2条関係）

<p>公衆浴場事前審査申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 大津市保健所長</p> <p>大津市公衆浴場指導要綱第2条の規定により、事前審査を申し出ます。</p>		<p>受 付 欄</p>
<p>申出者</p>	<p>ふりがな 氏 名</p>	<p>年 月 日生</p>
	<p>住 所</p>	<p>〒</p> <p>電話 () -</p>
<p>ふ り が な 公衆浴場の名称</p>		
<p>公衆浴場の所在地</p>		<p>〒</p> <p>電話 () -</p>
<p>公衆浴場の種別</p>		<input type="checkbox"/> 一般公衆浴場 <input type="checkbox"/> 一般公衆浴場以外の公衆浴場 (<input type="checkbox"/> ヘルスセンター <input type="checkbox"/> サウナ風呂 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 特殊公衆浴場
<p>構 造 設 備</p>		<p>別紙のとおり</p>
<p>営業開始予定年月日</p>		<p>年 月 日</p>

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 申出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 添付書類
- (1) 公衆浴場の周囲おおむね300メートル以内の見取図
 - (2) 建物の配置図及び平面図
 - (3) 循環ろ過の配管系統図
 - (4) 飲料水供給設備に使用する水が水道水以外の場合は、水道法（昭和32年法律第177号）第4条第1項に規定する水質基準に関する水質検査成績書の写し
 - (5) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記載した書面
 - (6) 法人にあつては、定款の写し又は登記事項証明書
 - (7) その他保健所長が必要と認める書類

<大津市公衆浴場指導要綱>

様式第4号（第3条関係）

公衆浴場事前審査変更届出書		受 付 欄
年 月 日		
(宛先) 大津市保健所長 大津市公衆浴場指導要綱第3条の規定により、事前審査内容を変更したいので、届け出ます。		
届出者	ふりがな 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒 電話 () -
ふ り が な 公 衆 浴 場 の 名 称		
公衆浴場の所在地		〒 電話 () -
公衆浴場の種別		
事前審査申出年月日		年 月 日
変更 内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	

注1 届出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

2 変更内容を証する書面を添付すること。

< 大津市公衆浴場指導要綱 >

様式第 6 号 (第 6 条関係)

浴場業事業譲受に係る業務状況調査票		年 月 日
(宛先) 大津市保健所長 次の営業施設に係る生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 52 号) 附則第 7 条第 2 項の規定に基づく業務状況に関する調査内容について、次のとおり報告します。		
ふりがな 施設 の 名 称		
施設 の 所 在 地	〒 _____ 電話 (_____) _____	
営 業 の 種 別	1 一般公衆浴場 2 一般公衆浴場以外の公衆浴場 <input type="checkbox"/> ヘルスセンター <input type="checkbox"/> サウナ風呂 <input type="checkbox"/> その他 3 特殊公衆浴場	
許可年月日及び許可番号	_____ 年 _____ 月 _____ 日 第 _____ 号	
譲受人	ふりがな 氏名 生年月日(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	_____ 年 _____ 月 _____ 日生
	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒 _____ 電話 (_____) _____
譲渡人	ふりがな 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒 _____ 電話 (_____) _____
譲 受 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
譲受に際する変更事項	施設構造 <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (添付: 変更の内容を明らかにする書類) その他 _____ (内容 _____)	
衛生管理や事業の方針	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (変更内容: _____)	
営業許可を受けた際の図面、その他書類の控え	<input type="checkbox"/> 譲渡人から受け取り、適切に管理している	
【以下保健所記載欄】	担当者氏名: _____ (部署 _____) 連絡先: _____	
施設の同一性が認められないような大幅な増設、営業の種別の変更がないか	<input type="checkbox"/> なし	
→軽微な変更を行っている場合は、変更届を提出させる。	<input type="checkbox"/> 提出済 <input type="checkbox"/> 提出予定日 (_____)	
譲受予定者による衛生管理や事業の方針が、衛生管理の確保に支障が生じない内容であることを確認したか	<input type="checkbox"/> 確認した	
事業譲受の手続き、営業の規定、衛生管理等に対する助言を行ったか	<input type="checkbox"/> 行った	
事業の継続や従業員の雇用の維持等により衛生水準を確保することが重要であることを周知するとともに、生活衛生同業組合に関する情報提供を行ったか	<input type="checkbox"/> 行った	
<input type="checkbox"/> 当該事業譲受については、衛生管理が適切に行われている状況を確認したことから、実地検査不要と判断する。 <input type="checkbox"/> 当該事業譲受については、本調査だけでは衛生管理が適切に行われている状況が十分に確認できないことから、実地検査が必要であると判断する。 (実施検査予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)		
	年 月 日	大津市保健所 環境衛生監視員
【実地検査】	年 月 日	確認者 環境衛生監視員 _____
指導事項等:		

営業者相続同意書

年 月 日

(宛先)
大津市保健所長

同意者 住 所

氏 名 _____

住 所

氏 名 _____

住 所

氏 名 _____

住 所

氏 名 _____

住 所

氏 名 _____

次のとおり _____ 営業の相続について同意します。

被 相 続 人	住 所	
	氏 名	
営業者の地位を承継すべき相続人	住 所	
	氏 名	

注) 同意者氏名の部分は、営業者の地位を承継する者以外の相続人全員が記名すること。

営業許可証紛失届

営 業 者 住 所 _____

施 設 所 在 地 _____

業 種 _____

施 設 名 称 _____

私は、営業許可証を紛失しましたので、紛失届を提出します。なお、営業許可証を発見しましたときは、速やかに返納いたします。

年 月 日

届出者 _____

(宛先)
大 津 市 保 健 所 長